

我が法人はハラスメントを許しません！！

特定医療法人共和会 理事長 西岡 和郎

- 1 職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を不当に傷つけ、心身の健康の悪化にもつながりかねない、決して許されない行為です。また、職員が能力を十分に発揮することを妨げ、また、法人にとっても職場秩序の乱れや業務効率の低下を招き、法人のイメージダウンにもつながりかねない問題です。
 - 2 我が法人は下記の行為を許しません。
 - ① 性的な冗談・質問・噂を流す、その他、他人に不快感を与える性的な言動
 - ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
 - ③ 身体への不必要な接触、交際・性的な関係の強要
 - ④ 性的な言動に対し、抗議・拒否した部下等職員に対する不利益な取扱い
 - ⑤ 暴行・傷害、脅迫・暴言・侮辱
 - ⑥ 仲間外し・無視
 - ⑦ 業務上明らかに不要なこと・遂行不可能なことを強制する
 - ⑧ 業務上の合理性がないのに、能力や経験とかけ離れた仕事を与える、仕事を与えない
 - ⑨ 私的なことに過度に立ち入る
 - 3 この方針の対象は、正職員、派遣職員、パート職員等当法人において働いている方すべて、さらには、当法人利用者様、取引先の社員の方等を含みます。また、女性、男性、同性同士かを問いません。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきます。
 - 4 職員がハラスメントを行なった場合、就業規則第45条に基づき、懲戒処分の対象とする。その場合、対応マニュアルに沿い、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。
 - ① 行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
 - ② 当事者同士の関係（職位等）
 - ③ 被害者の対応（告訴等）・心情等
 - 5 相談窓口
職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。
電話、メールでの相談も受け付けますので、1人で悩まずにご相談ください。
上記2にあたるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
- 共和会 各総務担当** (PHS 病院 555・568・667、在宅 622、訪問 587、クリニック・支援部 530)
- ほか GS(グループセッション メール)でも対応いたします。
- 外部相談窓口** 特定社会保険労務士 犬飼 メールアドレス aichigyousei@gmail.com
- 公平に、相談者・行為者双方について、プライバシーを守り対応しますので安心してご相談ください。
- 6 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。
 - 7 当宣言およびハラスメント防止規程は、GSの共和会規程にていつでも閲覧することができます。